

(参考)

自動排泄処理装置の取扱い

自動排泄処理措置には、尿のみを吸引するものと、尿と便の両方を吸引するものがあり、本体が福祉用具貸与、交換可能部品が福祉用具販売の対象になっている。

貸与と販売の区分

自動排泄処理装置		支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
本体 (貸与)	尿のみ	○	○	○	○	○	○	○
	尿と便	※	※	※	※	※	○	○
交換可能部品 (販売)	尿のみ	○	○	○	○	○	○	○
	尿と便	○	○	○	○	○	○	○

※ 要介護状態区分が要支援、要介護1～3である者のうち、基本調査（認定調査）結果から次のいずれにも該当する者については福祉用具貸与費を算定できる。

〈 状 態 像 〉

〈状態像に該当する基本調査結果〉

- (1) 排便において全介助を必要とする者 → 基本調査2-6「4. 全介助」
(2) 移乗において全介助を必要とする者 → 基本調査2-1「4. 全介助」

なお、上の(1)及び(2)に該当しない理由による貸与は、軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いによる市への確認が必要。

○ 自動排泄処理装置の定義

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅介護者又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

○ 自動排泄処理装置の交換可能部品の定義

レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅介護者又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。